

# 第Ⅰ章 計画の基本的な考え方

## I-1. 計画策定の背景

「食」は生きる糧であり生命の源です。私たちの生命を維持し心身をはぐくむ大切なものです。だからこそ私たちは、「食」に対する感謝の心を養い、これまでの長い歴史の中で培ってきた食文化を次の世代に伝えていく役割も担っていかなければなりません。このように「食」のもつ意味は大変大きなものですが、近年のライフスタイルの変化や社会環境の変化に伴い、簡便化や外食化傾向が進むなど、私たちの食生活は今や大きく変化し多様化してきています。さらには、そうした変化と多様化から栄養の偏りや不規則な食生活など様々なことが「食」にかかわる問題として顕在化してきました。また、食料自給率が低下し過剰な海外依存が進行していることや、偽装表示などといった「食」の安全にかかわる新たな問題もおこってきています。

このような問題にきちんと対処し、健全な食生活を実践できる人間を育てるために、国では、平成17年7月に食育基本法を施行し、平成18年3月に「食育推進基本計画」が策定されました。

また、大阪府におきましても、府民運動として食育を推進するため「大阪府食育推進計画」が平成19年3月に策定されました。

本市においては、市民の健康づくり運動「健康せつつ21」の推進や、学校教育における食育推進、生涯学習における食育推進など、各分野においてそれぞれの活動を展開してきましたが、今後さらに、市民が生涯にわたって健全な心身をはぐくみ、豊かな人間性を培っていくために「食」の大切さを再確認し、食育をより一層推進することをめざして「摂津市食育推進計画」を策定することとなりました。

## I-2. 計画の理念

1. 「食」を通して市民の心身の健康増進にとりくみ、豊かな人間性を育みます。
2. 「食」に関する感謝の念と理解を深めます。
3. 家庭、学校、地域、職場等あらゆる場所での食育活動を推進します。

## I-3. 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。本計画の推進にあたり社会情勢の変化にも十分対応しながら弾力的に運用し、5年後に計画の進捗状況を検証し次期計画の参考とします。

---

ことばの説明

…食育とは…

生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきもの。

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（食育基本法より）